

平成 30 年度 第 2 回愛知医科大学病院医療安全監査委員会の監査報告書

1 対象期間及び実施日時

対象期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日
実施日時 平成 31 年 2 月 4 日（月） 13 時 30 分から 15 時 10 分

2 監査委員

黒神 聡 愛知学院大学 名誉教授
鳥井 彰人 瀬戸旭医師会 会長
鈴木 孝美 長久手市 副市長
佐藤 啓二 愛知医科大学 学長
若槻 明彦 愛知医科大学 医学部長

監査の実施に先立ち、事務局から、吉田一平委員（長久手市・市長）が公務多忙のため平成 31 年 1 月 15 日付をもって退任されたこと、その後任として鈴木孝美氏（長久手市・副市長）が委嘱され、その任期は前委員の残任期間（2020 年 3 月 31 日迄）であることの報告があった。

3 監査の方法

愛知医科大学病院医療安全監査委員会規程第 2 条に基づき、医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について病院長等から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施して医療安全管理に関する監査を実施した。

4 監査の内容及び結果

(1) 平成 30 年度第 1 回愛知医科大学病院医療安全監査委員会の指摘事項への対応について

① 「セーフティマネージャー会議の恒常的な欠席者の対策について」について

セーフティマネージャーが止むを得ない理由で出席できないときには、当該セーフティマネージャーが所属職員の中から代理者を指名し、出席させることができるよう対策を実施したことを確認した。

② 「ポケットマニュアルの学生への配付」について

平成 31 年度の医学部生 4 年生から 6 年生まで及び看護学部生 2 年生から 4 年生までを対象に配付することとし、必要な経費は平成 31 年度の予算要求が行われており、平成 31 年度になって予算配付を受けてポケットマニュアルを増刷し、配付することになっていることを確認した。

(2) 平成 30 年度上半期活動状況について

① インシデント・アクシデント報告について

ア 転倒・転落について

転倒・転落と行動抑制との関係性について、例えば、認知症であれば視野の問題、四肢に関しては末梢のしびれの有無、サルコペニアであれば四肢のサルコペニアなのか体幹

なのかの違いもある。行動抑制しないから、歩いたり動いたりしても良いとするのではなく、愛知医科大学病院バージョンとしてサルコペニア・認知機能低下の評価、ロコモティブシンドローム等の評価、せん妄への初期対応、患者・家族の理解・教育を含めて総合的に判断できるシステムを検討し、転倒・転落の防止対策を充実することが望ましい。

転倒・転落の評価は、看護師による評価だけではなく、リハビリテーション部の技師も介入した先駆的な評価の実施について検討することが望ましい。

転倒・転落の事故報告について、原因追求を行って改善対策案を立てるためには、単に件数表記に止まらず、性別、年齢等のカテゴリーによる分析や判断を行うことが望ましい。

イ 0 レベルインシデント報告への対応について

0 レベルインシデントの報告を促し、「現場で気付いて事故を未然に防ぐことを評価する」という医療安全に対する前向きな取り組みがなされているが、これをさらに進めて、患者の目線で、患者とともに共感し合うことができるような医療安全対策の推進を図ることが望まれる。

ウ クレーム報告への対応について

クレームの中には、クレームに至った経過の中で、受けた側が注意しなければならない課題が隠れているものもあるため、クレームを改善の扉として受止め、医療安全対策に一層取り組むことが望まれる。

② 全死亡例の把握・特異事例報告について

Ai 画像は主治医（依頼医）のみが読影しているが、Ai 画像は生存時の状態とは随分変わっていることから、放射線科医師が読影することが望まれるところ、放射線科学会ではその結果についてどこまで責任を取ることができるのかということが問題になっており、Ai 画像の読影に対応していないとのことであった。

主治医が行った読影結果は組織的・客観的に担保するよう取り組むことが望まれるところ、医療問題に発展した場合は、医療問題検討会において病院長、主治医、診療科部長、関係診療科・関連部署の医師等が集まって読影されており、主治医の読影だけで終わることはないことを確認した。

③ 医療問題検討会の開催状況等について

医療問題検討会は 12 事例について開催され、それぞれについて原因分析と再発防止策が検討され、うち 2 件は医師賠償責任保険が申請されており賠償にも適切に対応していることを確認した。

④ 特定機能病院の承認要件への対応について

特定機能病院の承認要件に係る医療安全管理の内部統制について、医師・看護師・薬剤師の医療安全管理部門への専従化、管理者・医療安全管理責任者等の研修の受講状況等特定機能病院の承認要件を満たしていることを確認した。

また、特定機能病院のガバナンス改革として、管理者の選任方法、管理者の業務遂行の権限、監督体制等について適切に整備が進められていることを確認した。

⑤ 未承認新規医薬品等を用いた医療の管理について

未承認新規医薬品等評価部門が未承認新規医薬品等の使用申請、承認を担当し、また使用患者のカルテチェックにより使用状況等を把握し、その結果を医療安全管理部門に報告するなど適切に実施されていることを確認した。

⑥ 高難度新規医療技術を用いた医療の管理について

高難度新規医療技術評価部門が高難度新規医療技術を用いた医療の実施の申請、承認を担当し、また使用患者の症例報告書により状況等を把握し、医療安全管理部門に報告するなど適切に実施されていることを確認した。

⑦ 報告・その他

医療安全管理室の活動状況、医療安全に関する関連委員会等の開催・審議状況、医療安全に関する職員研修会の開催状況、e ラーニングの職員研修への活用状況、医薬品・医療機器の安全管理状況、患者相談窓口の対応状況、医療事故の公表状況等について確認した。

5 総括

愛知医科大学病院医療安全監査委員会は、医療安全に係る業務について多岐にわたる監査を進めた結果、平成 30 年度上半期の医療安全の取り組みや実施体制については、全体的に円滑に機能していたと評価する。